

| | |
|-----|--|
| 研修名 | 人権 I (基礎) 保護者支援 |
| | 平成30年7月18日(水) 10:00~12:30 |
| 講演 | 「虐待予防・児童虐待の実態」 ・児童虐待の事例分析 ・児童虐待の予防と対応」 |
| 講師 | 京都府まなび・生活アドバイザー 仙田 富久 氏 |

1 講演要旨

1) 児童虐待とは

保護者（親権者、未成年後見人、その他児童を現に監護する者）が18才未満の児童に対して加える以下の4つの行為と定義されている。

「身体的虐待」・「性的虐待」・「心理的虐待」・「ネグレクト」

2) 児童虐待の現状

虐待相談件数は毎年増加しており、相次ぐ児童虐待による死亡事故が発生している。しかし、児童相談所、市町村での相談体制や社会的養護体制が不足しているのが現状である。

3) 児童虐待のサイン

① 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の違い

- ・不慮の事故による外傷・・・骨張っているところや、皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすい。
- ・虐待による外傷・・・脂肪組織が豊富で、柔らかいところや隠れている（目につきにくい）ところに生じやすい。

② 虐待に気づくポイント

- ・キーワードは「不自然さ」
- ・保護者や子どもが示す「不自然さ」に気づくことで発見のタイミングは早くなる。（不自然なケガ、不自然な説明、不自然な表情、不自然な行動や関係など）
- ・いつもと違うという気づきが、「子どもを守る」ことにつながる。

4) 子どもを守るネットワーク

① 要保護児童対策地域協議会（略して「要対協」）とは

- ・虐待を受けたり支援が必要である子どもや保護者に関する情報交換や支援内容について協議する場。
- ・要対協は守秘義務がかかっているが、その場では例外が認められている。
- ・保育所（園）は積極的に要対協に関わっていかなければならない。

2 感想

今年度初めて家庭支援推進保育士という立場になり、保護者支援や対外的な仕事を中心におこなっていることもあり、研修を受講させていただきました。先生のお話の中で印象に残ったのは「虐待通告事例の大多数は、真面目に精一杯生きているが、余裕のない保護者である」という言葉です。

私も保護者と話をしたり、支援の必要な家庭に関わる中で、子育てや家庭、生活の悩みを聞くことが多く、先生のお話を聞きながら、虐待の背景には様々な要因があるのだと改めて考えさせられました。

要対協についての詳しい話を聞かせていただき、知識としては何となく知っていましたが、いざ自分がその場の会議に出席してみるとわからないことも多かったため、今回詳しく教えていただけてよかったです。

研修で学んだことを今後も活かすことができるよう、そして一人ひとりの子ども、保護者としっかり向き合いながら家庭支援推進保育士としての仕事をしていきたいと思いました。ありがとうございました。

(記録 井手町立玉川保育園 三宅 一世)

